

令和3年度庄内町ひとり親等家庭の子育て及び高等学校等就学応援事業実施
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親（父母又はそのいずれかのいないことをいう。以下この条において同じ。）等の家庭の子育てを応援するために、ひとり親等の中学生以下の児童及び高等学校等に就学する児童の保護者に協同組合ギフト庄内町が発行するゆりカード（以下「商品券」という。）を支給するひとり親等の子育て及び高等学校等就学応援事業（第3条及び第4条において「応援事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中学生以下の児童 平成18年4月2日以後に生まれた者をいう。
- (2) 高等学校等就学の児童 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第124条に規定する学校及び教育施設で次に掲げるものに就学する平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者をいう。
 - イ 高等学校（専攻科及び別科を除く。）
 - ロ 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）
 - ハ 特別支援学校の高等部
 - ニ 高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
 - ホ 専修学校（専門課程又は一般課程を除く。）

(支給対象者)

第3条 応援事業の対象となる者（以下この条において「支給対象者」という。）は、8月1日（第7条において「基準日」という。）において町内に住所を有する中学生以下の児童又は高等学校等就学の児童（就学等のため町外に住所を有する児童を含む。）で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するもの（以下「対象児童」という。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。次条及び第9条において同じ。）とする。

- (1) 父母又はそのいずれかと死別した児童
- (2) 父母又はそのいずれかの生死が明らかでない児童
- (3) 父母の婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。第7号において同じ。）の解消により、父母のいずれかが児童を監護する状態にある児童
- (4) 父母又はそのいずれかに遺棄されている児童
- (5) 父母又はそのいずれかが、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。次項において「令」という。）第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある児童
- (6) 父母又はそのいずれかが、1年以上拘禁されている児童
- (7) 母が、婚姻によらないで出生した児童
- (8) 父又は母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による保護命令を受けた児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象者から除く

ものとする。

- (1) 支給対象者の前年の所得が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条、第9条の2及び第11条の規定により児童扶養手当の支給を制限する額を超えるとき。ただし、同法第9条の規定により児童扶養手当の一部の支給を制限する場合を除く。
- (2) 支給対象者に、生計を一にし、かつ、前年の所得が児童扶養手当法第11条に規定する児童扶養手当の支給を制限する額を上回る民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者がいるとき。
- (3) 対象児童を、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親に委託したとき。
- (4) 対象児童が、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設寮を除く。）に入所しているとき。
- (5) 支給対象者（令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）が、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）と生計を一にしているとき。
- (6) 対象児童（令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）が、支給対象者の配偶者に養育されているとき。

（応援事業の内容及び支給額）

第4条 応援事業は、子育て応援事業及び高校就学応援事業とし、その内容は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 子育て応援事業 中学生以下の児童に該当する対象児童の保護者に対し、次に掲げる対象児童の区分に応じ、当該各号に定める額面の商品券を支給する事業とする。
 - イ 父母のいない状態の対象児童 対象児童1人につき3万円
 - ロ 父母のいずれかがいない状態の対象児童 対象児童1人につき1万円
- (2) 高校就学応援事業 高等学校等就学の児童に該当する対象児童の保護者に対し、次の各号に掲げる対象児童の区分に応じ、当該各号に定める額面の商品券を支給する事業とする。
 - イ 父母のいない状態の対象児童 対象児童1人につき50,000円
 - ロ 父母のいずれかがいない状態の対象児童 対象児童1人につき30,000円

（支給申請）

第5条 前条の規定による商品券の支給を申請しようとする中学生以下の児童又は高等学校等就学の児童の保護者（以下次条において「申請者」という。）は、8月1日から8月31日までに、令和3年度庄内町ひとり親等家庭の子育て及び高等学校等就学応援事業（子育て応援事業・高校就学応援事業）支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、公簿又は児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号。以下この条及び第7条において「規則」という。）第1条に規定する児童扶養手当の認定の請求若しくは規則第4条に規定する児童扶養手当現況届に係る添付書類により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 対象児童の属する戸籍の謄本
- (2) 対象児童の在学証明書（高等学校等就学の児童の場合に限る。）
- (3) 町外に住所を有する対象児童の属する世帯の住民票の写し

- (4) 重度障害の程度を証する医師の診断書(第3条第1項第5号に該当する場合に限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(支給の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、支給の適否を審査し、支給することと決定したときは令和3年度庄内町ひとり親等家庭の子育て及び高等学校等就学応援事業(子育て応援事業・高校就学応援事業)支給決定通知書(様式第2号)により、支給しないことと決定したときは令和3年度庄内町ひとり親等家庭の子育て及び高等学校等就学応援事業(子育て応援事業・高校就学応援事業)却下通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(商品券の支給)

第7条 前条の規定により支給の決定を受けた中学生以下の児童又は高等学校等就学の児童の保護者(次条及び第9条において「受給決定者」という。)に対する商品券の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に行うものとする。

- (1) 基準日において規則第1条の規定による児童扶養手当の認定の請求を行っている者 規則第16条の規定による児童扶養手当認定通知書の交付後
- (2) 基準日において規則第16条の規定による児童扶養手当認定通知書の交付を受けている者 規則第4条の規定により児童扶養手当現況届を受理し、規則第21条の規定による児童扶養手当証書の交付後
- (3) 前2号以外の者 11月

(返還)

第8条 町長は、受給決定者が偽りその他不正の手段により商品券の支給を受けたと認める場合は、支給の決定を取消し、既に商品券が支給されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(未支給の商品券)

第9条 町長は、受給決定者が死亡その他の事由によりその者に支給すべき商品券が未支給となったときは、当該未支給の商品券を対象児童の新たな保護者に支給することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（表）

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

令和3年度庄内町ひとり親等家庭の子育て及び高等学校等就学応援事業（子育て応援事業・高校就学応援事業）支給申請書

庄内町ひとり親等家庭の子育て及び高等学校等就学応援事業に係る商品券の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (保護者)	氏名	性別		生年月日	
		男・女		年 月 日	
対象児童	氏 名	保護者との続柄	生年月日	学校名・学年	摘 要
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
申請の理由	1 死別		父 ・ 母		
	2 生死が明らかでない		父 ・ 母		
	3 父母の婚姻解消（離婚）				
	4 遺棄されている		父 ・ 母		
	5 重度障害の状態にある		父 ・ 母		
	6 1年以上拘禁されている		父 ・ 母		
	7 婚姻によらないで出生				
	8 保護命令を受けている		父 ・ 母		
	発生年月日				
付 記					

様

庄内町長



令和3年度庄内町ひとり親等家庭の子育て及び高等学校等就学応援事業（子育て応援事業・高校就学応援事業）支給決定（却下）通知書

年 月 日付けで支給申請のあった令和3年度庄内町ひとり親等家庭の子育て及び高等学校等就学応援事業（子育て応援事業・高校就学応援事業）に係る商品券等の支給について、令和3年度庄内町ひとり親等家庭の子育て及び高等学校等就学応援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり支給(却下)することに決定したので通知します。

記

申請者氏名		認定番号	第 号
支給額	円	支給対象 児童数	人
(支給対象) 児童氏名			
却下した場合 はその理由			

不服申立て及び取消訴訟

- この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、庄内町長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、庄内町を被告として（訴訟において庄内町を代表する者は庄内町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。